

貸借対照表
(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|------------|----------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 1,169,691 | 預 金 | 19,616,086 |
| 現金 | 414,327 | 当座預金 | 2,271,671 |
| 預け金 | 755,364 | 普通預金 | 9,514,589 |
| コーポレート | 958,985 | 貯蓄預金 | 256,764 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 11,047 | 通知預金 | 113,222 |
| 買入手形 | 35,300 | 定期預金 | 6,819,240 |
| 買入金銭債権 | 17,857 | その他の預金 | 640,598 |
| 特定取引資産 | 651,839 | 譲渡性預金 | 1,835,230 |
| 商品有価証券 | 3,537 | コーポレート | 2,271,922 |
| 特定金融派生商品 | 92,502 | 売現先勘定 | 240,480 |
| その他の特定取引資産 | 555,799 | 売渡手形 | 281,800 |
| 有価証券 | 5,657,135 | 特定取引負債 | 74,383 |
| 国債 | 2,616,450 | 売付商品債券 | 14,360 |
| 地方債 | 187,891 | 商品有価証券派生商品 | 37 |
| 社債 | 1,015,763 | 特定取引有価証券派生商品 | 8 |
| 株 | 810,726 | 特定金融派生商品 | 59,976 |
| その他の証券 | 1,026,303 | 借入金 | 155,027 |
| 貸出金 | 17,993,501 | 借入金 | 155,027 |
| 割引手形 | 230,115 | 外国為替 | 23,623 |
| 手形貸付 | 1,339,864 | 外国他店預り | 21,801 |
| 証書貸付 | 13,710,082 | 売渡外国為替 | 982 |
| 当座貸越 | 2,713,438 | 未払外国為替 | 839 |
| 外国為替 | 75,717 | 社債 | 620,420 |
| 外国他店預け | 21,167 | 信託勘定借 | 426,112 |
| 外国他店貸替 | 21 | その他の負債 | 299,028 |
| 買入外国為替 | 23,317 | 未決済為替借 | 172 |
| 取立外国為替 | 31,211 | 未払法人税等 | 1,967 |
| その他の資産 | 632,637 | 未払費用 | 62,426 |
| 未決済為替貸 | 53 | 前受収益 | 12,786 |
| 前払費用 | 1,936 | 先物取引差金勘定 | 88 |
| 未収収益 | 65,312 | 借入商品債券 | 10,964 |
| 先物取引差入証拠金 | 9,246 | 金融派生商品 | 128,578 |
| 先物取引差金勘定 | 328 | その他の負債 | 82,043 |
| 保管有価証券等 | 10,964 | 事業再構築引当金 | 156 |
| 金融派生商品 | 141,918 | 店舗チャネル改革引当金 | 2,731 |
| 繰延ヘッジ損失 | 29,370 | 特別法上の引当金 | 0 |
| 社債発行差金 | 481 | 証券取引責任準備金 | 0 |
| その他の資産 | 373,024 | 繰延税金負債 | 24,733 |
| 動産不動産 | 335,414 | 再評価に係る繰延税金負債 | 45,549 |
| 土地建物動産 | 314,150 | 支払承諾 | 1,166,874 |
| 建設仮払金 | 808 | 負債の部合計 | 27,084,161 |
| 保証金権利金 | 20,455 | (資本の部) | |
| 支払承諾見返 | 1,166,874 | 資本金 | 279,928 |
| 貸倒引当金 | 356,459 | 資本剰余金 | 352,208 |
| 投資損失引当金 | 13,058 | 資本準備金 | 279,928 |
| | | その他資本剰余金 | 72,280 |
| | | 資本金及び資本準備金減少差益 | 72,280 |
| | | 利益剰余金 | 355,670 |
| | | 当期末処分利益 | 355,670 |
| | | 当期純利益 | 317,328 |
| | | 土地再評価差額金 | 63,306 |
| | | 株式等評価差額金 | 201,208 |
| | | 資本の部合計 | 1,252,323 |
| 資産の部合計 | 28,336,485 | 負債及び資本の部合計 | 28,336,485 |

損益計算書

(平成 17 年 4 月 1 日から
平成 18 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--------------|---------|---------|
| 経常収益 | | 712,658 |
| 資金運用収益 | 413,846 | |
| 貸出金利息 | 321,823 | |
| 有価証券利息配当 | 60,352 | |
| コールローン利息 | 1,871 | |
| 債券貸借取引受入利息 | 7 | |
| 買入手形利息 | 3 | |
| 預け金利息 | 7,187 | |
| 金利スワップ受入利息 | 17,249 | |
| その他の受入利息 | 5,351 | |
| 信託報酬 | 7,575 | |
| 役務取引等収益 | 129,060 | |
| 受入為替手数料 | 28,233 | |
| その他の役務収益 | 100,827 | |
| 特定取引収益 | 3,238 | |
| 商品有価証券収益 | 754 | |
| 特定金融派生商品収益 | 2,342 | |
| その他の特定取引収益 | 141 | |
| その他業務収益 | 63,442 | |
| 外国為替売買益 | 35,966 | |
| 国債等債券売却益 | 18,643 | |
| 金融派生商品収益 | 8,831 | |
| その他の業務収益 | 1 | |
| その他経常収益 | 95,495 | |
| 株式等売却益 | 61,051 | |
| その他の経常収益 | 34,444 | |
| 経常費用 | | 458,088 |
| 資金調達費用 | 63,287 | |
| 預金利息 | 19,192 | |
| 譲渡性預金利息 | 641 | |
| コールマネー利息 | 2,922 | |
| 売現先利息 | 26 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 452 | |
| 売渡手形利息 | 6 | |
| 借入金利息 | 8,291 | |
| 社債利息 | 29,313 | |
| その他の支払利息 | 2,440 | |
| 役務取引等費用 | 62,608 | |
| 支払為替手数料 | 6,330 | |
| その他の役務費用 | 56,278 | |
| 特定取引費用 | 202 | |
| 特定取引有価証券費用 | 202 | |
| その他業務費用 | 26,265 | |
| 国債等債券売却損 | 26,089 | |
| 国債等債券償却 | 176 | |
| 営業経常費用 | 234,323 | |
| その他経常費用 | 71,401 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 10,292 | |
| 貸出金償却 | 24,135 | |
| 株式等売却損 | 6,375 | |
| 株式等償却 | 1,419 | |
| その他の経常費用 | 29,177 | |
| 経常利益 | | 254,570 |
| 特別利益 | | 48,694 |
| 動産不動産処分益 | 269 | |
| 償却債権取立益 | 48,424 | |
| 特別損失 | | 3,008 |
| 動産不動産処分損失 | 2,267 | |
| 減損損失 | 740 | |
| 証券取引責任準備金繰入額 | 0 | |
| 税引前当期純利益 | | 300,256 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 10,927 |
| 法人税等調整額 | | 6,144 |
| 当期純利益 | | 317,328 |
| 前期繰越利益 | | 105,480 |
| 土地再評価差額金取崩額 | | 1,010 |
| 中間配当額 | | 68,148 |
| 当期末処分利益 | | 355,670 |

(貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については決算日前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年~50年

動 産 2年~20年

7. 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行っております。
9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り出した金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は347,374百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

また、従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当期から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が20,993百万円増加し、税引前当期純利益が同額増加しております。

13. 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。なお、この引当金は日商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

14. 店舗チャネル改革引当金は、システム統合を機により一層の収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルに改革するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。なお、この引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグループニングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は10,177百万円、繰延ヘッジ利益は15,939百万円であります。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

| | | |
|-----------|------|--|
| 証券取引責任準備金 | 0百万円 | 証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。 |
|-----------|------|--|

21. 当期より株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

22. 子会社の株式及び出資総額 3,954百万円

23. 子会社に対する金銭債務総額 262,946百万円

24. 支配株主に対する金銭債権総額 100,046百万円

25. 支配株主に対する金銭債務総額 99,008百万円

26. 動産不動産の減価償却累計額 141,135百万円

27. 動産不動産の圧縮引当額 45,037百万円

28. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。

29. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,106百万円、延滞債権額は218,994百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

30. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,405百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

31. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 253,908百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

32. 破綻先債権額 延滞債権額 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 488,415百万円であります。

なお、29. から32. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

33. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 253,432百万円であります。

34. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 特定取引資産 | 240,475百万円 |
| 有価証券 | 2,105,451百万円 |
| 貸出金 | 205,663百万円 |
| その他資産 | 127百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 119,190百万円 |
| コールマネー | 135,000百万円 |
| 売現先勘定 | 240,480百万円 |
| 売渡手形 | 281,800百万円 |

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 720,347百万円及びその他資産 4,361百万円を差し入れております。

35. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。

なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 48,195百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 18,824百万円であります。

36. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

| | |
|---------------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 |

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,699百万円

37. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 147,446百万円が含まれております。

38. 社債は全額劣後特約付社債であります。

39. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 528,222百万円であります。

40. 1株当たりの純資産額 39円 84銭

41. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は 222,525百万円であります。

42. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」「その他の特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパー及び短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。以下45.まで同様であります。

売買目的有価証券

| | |
|----------------|------------|
| 貸借対照表計上額 | 559,337百万円 |
| 当期の損益に含まれた評価差額 | 77百万円 |

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 | 貸借対照表 計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
|-----|-----------|--------------|---------|---------|--------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 株式 | 300,667 | 640,476 | 339,808 | 343,265 | 3,456 |
| 債券 | 3,347,048 | 3,297,853 | 49,195 | 44 | 49,240 |
| 国債 | 2,658,921 | 2,616,450 | 42,471 | 0 | 42,471 |
| 地方債 | 191,857 | 187,891 | 3,966 | 19 | 3,986 |
| 社債 | 496,270 | 493,512 | 2,757 | 24 | 2,782 |
| その他 | 924,381 | 971,766 | 47,385 | 61,520 | 14,134 |
| 合計 | 4,572,097 | 4,910,096 | 337,998 | 404,829 | 66,831 |

なお、上記の評価差額には、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額 850百万円が含まれております。資本直入処理の対象となる評価差額338,848百万円より、繰延税金負債 137,640百万円を差し引いた額 201,208百万円を、「株式等評価差額金」に計上しております。

43. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 売却額 | 売却益 | 売却損 |
| 11,100,682百万円 | 74,189百万円 | 26,623百万円 |

44. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内容 | 貸借対照表計上額 |
|---------------------|------------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | |
| 子会社・子法人等株式 | 8,293百万円 |
| 関連法人等株式 | 22,782百万円 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 147,468百万円 |
| 非上場国内債券 | 522,251百万円 |

45. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----|-----------|-----------|----------|---------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 債券 | 1,148,855 | 1,825,705 | 507,216 | 338,327 |
| 国債 | 900,650 | 926,336 | 451,136 | 338,327 |
| 地方債 | 10,214 | 129,742 | 47,933 | - |
| 社債 | 237,990 | 769,626 | 8,146 | - |
| その他 | 14,015 | 100,240 | 319,656 | 21,378 |
| 合計 | 1,162,871 | 1,925,946 | 826,872 | 359,705 |

46. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は0百万円で、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当期末において当該処分をせずすべて所有しております。

47. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,665,747百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,543,151百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

48. 当期末の退職給付引当金及び前払年金費用並びに同引当金と相殺又は前払年金費用に加算されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

| | 退職一時金 百万円 | 企業年金基金 百万円 | 合計 百万円 |
|---------------------------------|--------------|---------------|-----------|
| 退職給付引当金 （退職給付信託の年金資産対除前） | 58,587 | - | 58,587 |
| 前払年金費用 （退職給付信託の年金資産加算前） | - | 7,682 | 7,682 |
| 退職給付信託の年金資産 （未認識数理計算上の差異を除く） | 66,255 | 102,022 | 168,278 |
| 退職給付引当金 （退職給付信託の年金資産対除後） | - | - | - |
| 前払年金費用 | 7,668 | 109,704 | 117,372 |

また、当期末の退職給付債務等は次のとおりであります。

| | 百万円 |
|-------------|---------|
| 退職給付債務 | 275,725 |
| 年金資産（時価） | 471,875 |
| 未積立退職給付債務 | 196,150 |
| 未認識数理計算上の差異 | 78,777 |
| 貸借対照表計上額の純額 | 117,372 |
| 前払年金費用 | 117,372 |
| 退職給付引当金 | - |

49. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.99%であります。

(損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

| | |
|------------------------|-----------|
| 2. 子会社との取引による収益総額 | 5百万円 |
| 3. 子会社との取引による費用総額 | 19,484百万円 |
| 4. 支配株主との取引による収益総額 | 9,829百万円 |
| 5. 支配株主との取引による費用総額 | 10,486百万円 |
| 6. 1株当たり当期純利益金額 | 9円67銭 |
| 7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 4円56銭 |

8. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

9. 「その他経常収益」には、過去勤労債務償却益 17,991百万円を含んでおります。

信託財産残高表

(平成18年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

| 資 産 | 金 額 | 負 債 | 金 額 |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 貸 出 金 | 174,418 | 金 銭 信 託 | 578,456 |
| 有 価 証 券 | 0 | 財 産 形 成 給 付 信 託 | 1,979 |
| 信 託 受 益 権 | 1,520 | 金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託 | 0 |
| 受 託 有 価 証 券 | 2 | 有 価 証 券 の 信 託 | 2 |
| 金 銭 債 権 | 405,248 | 金 銭 債 権 の 信 託 | 430,037 |
| 動 産 不 動 産 | 442,651 | 土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託 | 160,694 |
| 土 地 の 賃 借 権 | 4,467 | 土 地 の 賃 借 権 の 信 託 | 4,685 |
| そ の 他 債 権 | 14,504 | 包 括 信 託 | 319,443 |
| 銀 行 勘 定 貸 | 426,112 | | |
| 現 金 預 け 金 | 26,373 | | |
| 合 計 | 1,495,298 | 合 計 | 1,495,298 |

- (注) 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2.信託財産の運用のため再信託された信託を控除して計上しております。
 3.共同信託他社管理財産 76,258百万円
 4.元本補てん契約のある信託の貸出金 174,018百万円のうち破綻先債権額は 15百万円、延滞債権額は 2,918百万円、3ヵ月以上延滞債権額は 104百万円、貸出条件緩和債権額は 20,991百万円であります。また、これらの債権額の合計は 24,030百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の内訳は、次のとおりであります。

金銭信託

(金額単位：百万円)

| 資 産 | 金 額 | 負 債 | 金 額 |
|-------|---------|---------------|---------|
| 貸 出 金 | 174,018 | 元 本 | 528,222 |
| そ の 他 | 355,088 | 債 権 償 却 準 備 金 | 528 |
| | | そ の 他 | 356 |
| 計 | 529,106 | 計 | 529,106 |